

茂原市監査委員 風戸博恭様
茂原市監査委員 細谷菜穂子様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和6年1月18日 付け茂監第74号)

市民部	生活課
監 査 結 果	
・協働のまちづくりについては、茂原市協働のまちづくり推進懇話会や茂原市協働のまちづくり推進庁内委員会の様々な意見を踏まえ、優先課題を決めながら実施可能な取組を具体的に検討し、事業の推進に努められたい。 ・長生郡市連合自治会連絡会は、長生郡市の合併を見据えて設立されたが設立から30年以上経過していることから、改めてその存在意義と必要性について検証するとともに、郡内町村と活動内容等を精査しながら今後の在り方について検討されたい。	
措 置 内 容	
・市民活動団体は増えてきているが、それぞれ単独での活動では活性化や持続性に限界があるので、異種・異世代の団体同士が結び付き人材やノウハウ等の共有が図られるよう支援していく必要があるとの意見を受け、各団体の認知度向上を図るための紹介紙面の作成・公共施設等への配架や団体交流会の開催のほか、参加希望団体が連携協力し、それぞれのPR・成果発表の機会となるよう市民活動フェスタを実施した。 また、団体交流会の中で活動状況等を聞き取り、各団体が抱える課題の把握に努めたところ、参加者や会員の確保に苦慮している団体が多いことから、今後も引き続き、団体の認知度向上を図る場や機会の確保に努めるとともに、各団体がそれぞれ保有する人材やノウハウ等の共有が図られるよう団体同士のつながり構築に向けた支援に取り組んでいく。 ・長生郡市連合自治会連絡会の令和6年度定期総会の中で、今後の運営について協議したところ、「現状、長生郡市内の自治会長連合会や区長連合会が連合体を組織して取り組むべき課題はない。今後また必要性が生じたら改めて設立すればよいのではないか」、「各市町村の組織でもこの連絡会と同様の事業にそれぞれ取り組んでいることと思う。各市町村単独では実施等が難しいこともあるため、今後も連携は非常に大事であり、事務担当者間での連携は継続すべき。今後、長生郡市が一体となって進めていくべき事項が生じた際は、必要に応じ、各市町村連合会が集まる形式で進めてほしい」等の意見があり、採決の結果、長生郡市連合自治会連絡会は令和6年度末で解散、情報共有等の連携は事務担当者間で継続することに決定した。これを受け、今後については、令和6年度事業を完了後、年度末までに臨時総会を開催し、決算や規約等について解散処理を行う予定である。	